

岡 都 企 2 1 号  
平 成 2 8 年 7 月 6 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 通知方法は、eメールでお願いします。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

( 監 査 委 員 指 摘 事 項 )

○ 収入事務について

平成27年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、土木費雑入の小規模工事に係る損害賠償金（訴訟確定分）において5,361万円余（収納率0%）、小規模工事に係る損害賠償金（和解による分割納付分2社の内の1社分）において189万円余（収納率0%）、合計で5,550万円余（収納率0%）認められました。これらの収入未済の解消に格段の努力をしてください。

また、土木費雑入の小規模工事に係る損害賠償金（和解による分割納付分2社の内の1社分）においては、当年度に納付される予定の毎月の金額について現年度分として調定され、前年度に納付されるべき半年分が年度を超えて納付され、その後も半年以上納付が遅れており、平成27年7月31日現在で14万円の未納が認められました。これについては、債権額の全体が財務会計上不明であるため、債権額全体を滞納繰越分として年度当初に調定して債権を確保したうえで、和解に基づく完済計画に沿った分割納付をさせるようにしてください。

## 小規模債権に関する収入事務について

都市企画総務課

土木費雑入の小規模工事に係る損害賠償金（訴訟確定分）約 5,361 万円については 債権者である会社が解散や建設業廃業または、個人においては破産手続きがなされており回収が困難な状況となっている。

今後は資産等の確認をしながら岡山市債権管理条例の規程に基づき、法人の場合徴収停止を行い、最終的には債権の放棄を視野にいれていきたいと考えている。

土木費雑入の小規模工事に係る損害賠償金（和解によるもの）の分割納付の 2 社のうち 1 社については平成 26 年 3 月分までは支払いがあるものの、その後の支払いは滞っている。

すでに建設業の許可取消を受けていることもあり、分割納付残額及び損害金の 189 万円余については債権の回収が困難な状況となっていることから上記訴訟確定分と同様に資産等の確認をしながら債権の放棄を視野にいれていきたい。

分割納付の 2 社のうちもう 1 社については平成 27 年 3 月分まで支払いがあるものの、その後の支払いは滞っている。

しかし現在でも建設業としての登録はあり、岡山市にも指名業者として登録はあり市からの工事受注もあることから分割納付残額及び損害金の 336 万円余については、工事代金の支払いから徴収するなども含めて回収をしてまいりたい。

歳入調定については今年度よりご指摘のとおり対応してまいりたい。